

消防予第257号  
平成26年6月17日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長  
(公印省略)

小学校・中学校・高等学校等の遠足・修学旅行等に係る旅行関係者からの照会に対する対応について

消防法令等の適合状況に関する旅行関係者（個人を除く。以下同じ）からの照会に対する対応等については、「防火対象物に係る表示制度の実施に伴う「旅館ホテル防火安全対策連絡会議における了解事項」の運用について」（平成26年3月7日付け消防予第60号。以下「60号通知」という。）により運用いただいているところです。

このたび、文部科学省から別添のとおり「防火対象物に係る表示制度について」（事務連絡）が発出されましたので、お知らせします。

貴職におかれましては、下記に留意の上、旅行関係者から照会があった場合は、適切に対応するようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の各市町村等（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

## 記

- 1 学校や社会教育関係団体等において、ホテル・旅館等の施設の利用を検討する際には、消防法令等の適合状況等について、当該施設又は当該地域を管轄する消防機関に対して、表示マークの掲出状況を確認することとしていること。消防本部においては、表示マークを交付したホテル・旅館等の情報をホームページ等に掲載するなど、効率的な情報提供に努められたいこと。
- 2 学校や社会教育団体等から直接又は旅行業者を通じ、消防法令等の適合状況について照会があった場合は、60号通知に基づき適切に対応されたいこと。

消防庁予防課企画調整・制度・防災管理係  
担当：桂川 中村  
電話：03-5253-7523/FAX：03-5253-7533  
E-mail：s6.nakamura.soumu.go.jp

事務連絡

平成26年6月16日

各都道府県教育委員会・指定都市教育委員会社会教育主管課

各都道府県教育委員会・指定都市教育委員会指導事務主管課

各都道府県・指定都市私立学校所管課

御中

附属学校を置く各国立大学法人附属学校担当課

構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

生涯学習政策局社会教育課

## 防火対象物に係る表示制度について

文部科学省では、「小学校・中学校、高等学校等の遠足・修学旅行について（通達）」（昭和43年10月2日付け文初中第450号）等に基づき、学校及びPTAや青少年団体等の社会教育関係団体その他の民間団体等（以下、「学校や社会教育関係団体等」という。）において、修学旅行や体験活動等を実施する際の事故防止等の安全管理について、適切な指導・助言をお願いしてきたところです。

このたび、消防庁より、資料1「防火対象物に係る表示制度の運用開始について」（平成26年6月6日付け事務連絡）のとおり、ホテル・旅館等の関係者からの申請に基づき、消防機関が審査した結果、消防法令等に適合していると認められた建物に対して、消防機関から表示マークが交付されることについて、関係の学校や社会教育団体等に対する周知依頼がありました。

各学校や社会教育関係団体等においては、修学旅行や体験活動等の実施に際して、ホテル・旅館等の施設を利用した活動が行われているところですが、各施設の防火安全対策の状況等について検討し、必要に応じて適切な措置をとることは、児童生徒等の安全を確保し、修学旅行や体験活動等の円滑な実施を図る上で重要なことと考えられますので、域内の市町村教育委員会、市町村長、所管又は所轄の学校や社会教育関係団体等に対して、「表示制度」が開始されることについて周知いただくとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

また、各学校や社会教育関係団体等においては、ホテル・旅館等の施設の利用を検討する際には、消防法令等の適合状況等について、当該施設に対し直接又は当該地域を管轄す

る消防機関のホームページ等により表示マークの掲出状況を確認するとともに、必要に応じて、今回、資料1の別添3として添付した資料「防火対象物に係る表示制度の実施に伴う「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項」の運用について」（平成26年3月7日付け消防予第60号）の別記様式第3「旅館・ホテルの消防法令等適合状況に関する照会書」により、消防法令等の適合状況等について、旅行業者を通じ又は直接、当該地域を管轄する消防機関に照会するなどの適切な措置をとるようお願いします。

なお、このことについては、消防庁予防課とも協議済みであることを念のため申し添えます。

#### 【添付資料】

○資料1「防火対象物に係る表示制度の運用開始について」

（平成26年6月6日付け事務連絡）

・別添1

「防火対象物に係る表示制度の実施について（通知）」（平成25年10月31日付け消防予第418号）

・別添2

「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項」（昭和56年1月24日）

・別添3

「防火対象物に係る表示制度の実施に伴う「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項」の運用について」（平成26年3月7日付け消防予第60号）

・別添4

「表示制度リーフレット」（消防庁作成）

○資料2「小学校・中学校、高等学校の等の遠足・修学旅行について」（通達）

（昭和43年10月2日付文初中第450号）

#### 【本件連絡先】

初等中等教育局児童生徒課就学支援係

電話：03-5253-4111（内線2560）

生涯学習政策局社会教育課

地域・学校支援推進室地域学習活動企画係

電話：03-5253-4111（内線3284）



事務連絡  
平成 26 年 6 月 6 日

文部科学省初等中等教育局児童生徒課 御中

消防庁予防課

### 防火対象物に係る表示制度の運用開始について

平成 24 年 5 月 13 日に発生した広島県福山市のホテル火災を踏まえ、今般、別添 1 の「防火対象物に係る表示制度の実施について」（平成 25 年 10 月 31 日付け消防予第 418 号）を発出し、防火対象物の表示制度の運用を平成 26 年 4 月から開始するとともに、平成 26 年 8 月 1 日から全国的な表示マークの掲出を開始することとしたところです。

本制度は、ホテル・旅館等不特定多数の者を収容する防火対象物の関係者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の設置、維持管理を促進するとともに、重要な建築構造等の適合性も含めた防火・防災管理上の一定の基準に適合している防火対象物について、その情報を利用者等に提供し、利用者等の選択を通じて防火安全体制の確立を図ることを目的とするものです。ホテル・旅館等の関係者からの申請に基づき、消防機関が審査した結果、表示基準に適合していると認められる場合に、表示マークを交付することとしています。

また、別添 2 の「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項」に基づき、消防機関においては、旅館、ホテルにおける消防用設備等の設置状況、防火管理の状況等について旅行関係者からの照会に対応してきたところですが、本制度の運用開始に伴い、今後は、表示マークの交付状況等についても回答を行うこととしています（詳細は、別添 3 の「防火対象物に係る表示制度の実施に伴う「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項」の運用について」（平成 26 年 3 月 7 日付け消防予第 60 号）を参照ください。）。

つきましては、修学旅行や体験活動等の実施に際して、ホテル・旅館等の施設を利用した活動を行うこととなる学校や社会教育関係団体等に対し、本制度の周知を実施していただきますよう、特段のご配慮をお願いします。

なお、本制度に関しては、消防庁ホームページ（URL：[http://www.fdma.go.jp/kasai\\_yobo/hyoujiseido/](http://www.fdma.go.jp/kasai_yobo/hyoujiseido/)）に掲載していますので、周知に際しては、適宜、別添 4 の広報資料をご活用ください。

#### 【連絡先】

消防庁予防課企画調整・制度・防災管理係  
担当：桂川・中村  
電話：03-5253-7523・FAX：03-5253-7533  
e-mail：s6.nakamura@soumu.go.jp

消防予第 4 1 8 号  
平成 25 年 10 月 31 日

各都道府県知事 }  
各指定都市市長 } 殿

## 消 防 庁 次 長

### 防火対象物に係る表示制度の実施について（通知）

昨年 5 月に発生したホテル火災を受け、消防庁においては昨年度からホテル火災対策検討部会を開催し、ホテル・旅館等の火災被害拡大防止対策等に関する検討を進め、本年 7 月、検討部会報告書が取りまとめられたところである。

ホテル・旅館等は、不特定多数の者が利用する就寝施設であり、利用者は、その地域の住民に限らず全国から集まるため、建物の防火安全に関する情報を有していないことが多い。

こうした不特定多数の者を収容する防火対象物における惨事を防止するには、消防機関において、関係者自らが防火に関する認識を高め、火災発生時等に適切に対応できるよう指導を実施するとともに、消防法令違反等の防火安全上の不備事項があるホテル・旅館等に対して、厳格な違反是正の徹底を図ることが前提であるが、今回の火災における被害拡大の要因等を踏まえ、建築構造等を含めた防火基準への適合性について利用者等に情報提供し、利用者等の選択を通じて防火安全体制の確立を促すことが重要である。

については、「改正消防法を踏まえた旅館ホテル等に係る防火安全対策の推進等について」（平成 14 年 12 月 24 日付け消防安第 132 号消防庁次長通知）により、平成 15 年 9 月 30 日に廃止した、「防火基準適合表示制度」の仕組みを再構築し、下記のとおり「防火対象物に係る表示制度」の運用を開始することとしたので、建築行政機関等との連携を図りながら、防火安全対策の徹底に努めるようお願いする。

各都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されたい。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添える。

## 記

### 1 実施時期

平成 26 年 4 月 1 日から、ホテル・旅館等（消防法施行令別表第一(5)項イ

及び同表(16)項イに掲げる防火対象物のうち同表(5)項イの用途に供する部分が存するもの。以下同じ。)の関係者の申請、消防本部及び消防署(以下「消防本部等」という。)における受付・審査を開始できるものとする。ただし、消防本部等の実情等により、平成26年4月1日前に受付・審査を開始することは差し支えない。

なお、表示マークについては、平成26年の夏頃を目途に掲出及び使用を開始できるものとするが、具体的な時期については、表示マークの申請状況等を踏まえ、追って通知することとする。

## 2 実施要綱

別添「防火基準適合表示要綱」のとおりとする。

## 3 留意事項

- (1) 別添「防火基準適合表示要綱」2の「表示対象物」については、ホテル・旅館等とするが、市町村の地域実情に応じて、その他の防火対象物を対象とすることができるものとする。
- (2) 別添「防火基準適合表示要綱」3の「表示基準」については、防火対象物の規模等に応じ、点検項目を追加することができるものとする。
- (3) 表示マークの交付に係る申請の受付・審査において、申請書の記載事項に不備等を確認した場合は、速やかに、申請者に対して記載事項の訂正、必要な書類の添付等の補正を求め、表示マークの掲出及び使用を求めるホテル・旅館等が、補正に要する時間短縮を図ることに配慮した指導を行うこと。
- (4) 「表示基準」のうち、建築構造等の判定については、建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)第12条に基づく定期報告制度を活用することにより判定することとし、必要に応じて特定行政庁に意見を求めること。  
また、本制度に係る建築行政機関との情報共有等については、これまで「風俗営業の用途に供する営業を含む防火対象物の防火安全対策における風俗営業行政の連携について」(平成13年11月12日付け消防予第393号)や「防火対象物の防火安全対策における建築行政機関との連携の推進について」(平成18年3月28日付け消防予第122号)等に基づき整備されている連携体制等を活用すること。  
なお、これらについては、国土交通省と調整済である。
- (5) ホテル・旅館等表示の対象となる防火対象物の関係者に対して、本制度の趣旨について、十分周知の徹底を図りたいこと。

## 4 廃止通知

本通知により、平成14年12月24日付け消防安第132号消防庁次長通知は廃止することとし、当該通知における自主点検報告表示制度により表示されている防火自主点検済証の経過措置については、別途通知する。

## 防火基準適合表示要綱

### 1 表示の目的

ホテル・旅館等不特定多数の者を収容する防火対象物の防火安全対策の重要性に鑑み、防火対象物の関係者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の設置、維持管理等を促進するとともに、重要な建築構造等への適合性も含めた防火・防災管理上の一定の基準に適合している防火対象物について、その情報を利用者等に提供し、防火安全体制の確立を図るため「表示」を行うものとする。

### 2 表示対象物

防火・防災管理上の表示基準に適合している旨の表示（以下「表示」という。）をする対象物は、ホテル・旅館等（消防法施行令別表第一(5)項イ並びに同表(16)項イに掲げる防火対象物のうち同表(5)項イの用途に供する部分が存するもの。以下同じ。）で、次の(1)及び(2)に該当するものとする。

なお、その他の防火対象物については、地域実情を考慮し対象とすることができる。

- (1) 消防法第8条の適用があるもの
- (2) 防火対象物の地階を除く階数が3以上のもの

### 3 表示基準及び審査

- (1) 表示基準は別記のとおりとする。
- (2) 表示基準の審査においては、消防法に定める防火対象物（防災管理）定期点検報告、消防用設備等点検報告、製造所等定期点検記録表、建築基準法に定める定期調査報告等の現行の制度を活用するものとする。
- (3) 表示基準の審査は、必要に応じて現地確認を実施するものとする。

### 4 表示マークの交付

- (1) 消防長又は消防署長は、ホテル・旅館等の関係者（以下「関係者」という。）からの申請により、別記表示基準に基づく審査により、その申請に係る防火対象物が表示基準に適合していると認める場合（(2)に定める場合を除く。）には、関係者に対して、ホテル・旅館等が表示基準に適合している旨を通知するとともに、別図に定める「表示マーク（銀）」を交付する。ただし、表示マーク（銀）を継続する場合は、適合している旨の通知のみを行うものとする。
- (2) 消防長又は消防署長は、関係者からの申請により、その申請に係る防火対象物について次に掲げる事項に該当すると認められる場合には、関係者に対して、ホテル・旅館等が表示基準に適合している旨を通知するととも

に、別図に定める「表示マーク（金）」を交付する。ただし、表示マーク（金）を継続する場合は、適合している旨の通知のみを行うものとする。

ア 表示マーク（銀）が3年間継続して交付されており、かつ表示基準に適合していると認められる場合

イ 表示マーク（金）が交付されており、交付日から3年が経過する前に交付（更新）申請され、表示基準に適合していると認められる場合

## 5 表示マークの掲出

4により、表示マークの交付を受けた関係者は、当該防火対象物に表示マークを掲出するとともに、ホームページ等において電子データの表示マークを使用することができるものとする。

なお、ホームページ等における表示マークの使用方法については、別に定める。

## 6 表示マークの有効期間

表示マークの有効期間は、交付日から「表示マーク（銀）」は1年間、「表示マーク（金）」は3年間とする。

## 7 表示マークの返還

(1) 表示マークの有効期間が満了し、交付（更新）申請を行わない場合、関係者は、表示マークを返還するものとする。

(2) 表示マークの有効期間中であっても、次のいずれかに該当する場合、関係者は、表示マークを返還するものとする。

なお、表示マークを返還させる際には、消防長又は消防署長は、その理由を附記した文書により、関係者に通知するものとする。

ア 表示マークが交付されている防火対象物において表示基準に適合しないことが明らかとなった場合

イ 表示マークが交付されている防火対象物において火災が発生し、表示基準への適合性の調査の結果、不適合であることが確認された場合

ウ ホームページ等への表示マークの使用に際して配付された表示マークの電子データを無断で転用した場合

## 8 表示マークの再交付

7の規定により表示マークを返還させた防火対象物について、その関係者から表示マークの交付について再申請され、再審査において表示基準に適合していると認められる場合には、返還前の表示マークの種別に関係なく表示マーク（銀）を再交付するものとする。

なお、この場合、表示マークの返還の理由となった違反等の内容に応じて十分な確認期間を確保すること。

## 表示基準

## 1 点検項目

表示に当たっての点検項目は、次に掲げる項目とする。

点検項目	
防火管理 等	防火対象物の点検及び報告
	防火管理者等の届出
	自衛消防組織の届出
	防火管理に係る消防計画
	統括防火管理者等の届出
	防火・避難施設等
	防災対象物品の使用
	圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出
	火気使用設備・器具
	少量危険物・指定可燃物
防災 管理	防災管理対象物の点検及び報告
	防災管理者等の届出
	防災管理に係る消防計画
	統括防災管理者等の届出
消防用 設備等	消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置及び維持等
	消防用設備等の点検報告
危険物施設等	
建築 構造 等	定期調査報告
	建築構造等(建築構造・防火区画・階段)
	避難施設等

## 2 判定基準

別途、予防課長通知により示す「判定基準」により、適合状況を判定するものとする。



表示マーク（金）



表示マーク（銀）

備考

- 1 様式の大きさは、日本工業規格 B 4 とする。
- 2 色彩は、地を紺色、その他のもの（消防本部名を除く。）にあっては、それぞれ金色・銀色とする。

## 旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項

昭和 56 年 1 月 24 日

消	防	庁
建	設	省
厚	生	省
運	輸	省
警	察	庁
労	働	省
文	部	省

栃木県川治プリンスホテル火災にかんがみ、旅館、ホテルにおける防火安全上とるべき措置について、関係省庁で構成する旅館ホテル防火安全対策連絡協議会を開催し、昭和 43 年 12 月 5 日決定の「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項」の再検討を行った結果、新たに下記のとおりとすることで結論を得た。

## 記

## 消防庁

- 1 旅館、ホテルの規模、構造及び収容人員等に応じた消防用設備等の適正な設置並びに定期点検の実施及びその報告の徹底を図るよう指導する。
- 2 旅館、ホテルに係る防火管理者の選任及び届出、実態に応じた消防計画の作成及び届出並びに定期的な避難訓練の実施及び消防機関に対する通報の徹底を図るよう指導する。
- 3 旅館、ホテルの防火、避難施設等の適正な維持、保全を図るため、防火査察の強化、充実を指導するとともに、必要があるときは関係行政機関と連絡をとりながら措置命令、改善命令、使用停止命令等を行うよう指導する。
- 4 旅館、ホテルにおける消防用設備等の設置状況、防火管理の状況等について旅行関係者からの照会に適切に対応するよう指導する。
- 5 旅館、ホテルの従業員に対する防災教育等の実施について協力するよう指導する。

## 建設省

- 1 旅館、ホテルの新築、増築等に伴う確認及び完了検査を迅速かつ厳正に行うよう指導するとともに、建築基準法第 12 条に基づく定期報告を励行するよう指導の強化を図る。
- 2 旅館、ホテルの防火、避難施設等の適正な維持、保全を図るため、防災査察の強化、充実を指導するとともに、必要があるときは関係行政機関と連絡をとりながら、改善命令、使用禁止命令等を行うよう指導する。
- 3 旅館、ホテルの防災上の状況について、旅行関係者からの照会に適切に対応するよう指導する。

## 厚生省

- 1 旅館業法に基づく営業の許可に際しては、建築物の検査済証の写し及び当該建築物が消防法令に適合している旨の所轄消防機関の通知書（以下「検査済証の写し等」という。）の送付を受けるまでの間は、営業許可を差し控える。
- 2 旅館、ホテルの増改築に伴う旅館業法に基づく構造設備の概要の変更の届出に際しては、防火安全の観点から旅館業者に対して消防法令及び建築法令を遵守し、十分な措置を講ずるよう指導する。
- 3 旅館業者に対し、所管宿泊業団体を通じ、関係行政機関の協力を得て次の措置を講ずるよう指導する。
  - (1) 防災設備等を整備すること。
  - (2) 防火管理者の選任、消防計画の作成及び旅館、ホテル従業員等に対する避難訓練等の防災教育を実施すること。
  - (3) 老人、身体不自由者等の宿泊にあたっては、非常時において安全、確実、迅速な誘導が可能となるよう十分配慮すること。
  - (4) 宿泊客の到着後直ちに宿泊客に対し避難口、避難方法等を周知させること。
- 4 旅館業者に対し、防災設備等の整備に対する環境衛生金融公庫の融資の活用を指導する。
- 5 旅館業者に対し、緊急時における宿泊客の確認のため、宿泊者名簿の作成を徹底するよう指導する。

## 運輸省

- 1 国際観光ホテル整備法（以下「整備法」という。）に基づく登録に際しては、検査済証の写し等を添付させる。なお、検査済証の写し等の添付がない場合は、当該建築物に係る検査済証の写し等の提出がなされるまでの間は、登録を差し控える。
- 2 旅館、ホテルの増改築については、整備法に基づく届出を厳守させるとともに、防火安全の観点から消防法令及び建築法令を遵守し、十分な措置を講ずるよう指導する。なお、当該届出に際しては、検査済証の写し等を添付させる。
- 3 旅館、ホテルが消防法令及び建築法令に違反し、関係行政機関の改善指導又は措置命令等に従わない場合は、所管宿泊業団体が自主的制裁措置をとるよう指導するとともに、当該旅館、ホテルの登録取消しを含む是正措置を講じる。
- 4 旅館業者に対し、所管宿泊業団体を通じ、次のことを指導する。
  - (1) 防災設備等を整備すること。
  - (2) 防火管理者の選任、消防計画の作成及び旅館、ホテル従業員等に対する避難訓練等の防災教育を実施すること。
  - (3) 老人、身体不自由者等の宿泊にあたっては、非常時において安全、確実、迅速な誘導が可能となるよう十分配慮すること。
  - (4) 宿泊客の到着後直ちに宿泊客に対し、避難口、避難方法等を周知させること。
- 5 旅行業者に対して、次のことを指導する。
  - (1) 旅館、ホテルと継続的な送客契約を締結する際は、当該建築物の防火、避難施設等の状況について事前に調査すること。

- (2) 老人、身体不自由者等の団体旅行者については、事前にその旨を旅館業者に連絡すること。
- (3) 添乗員は、団体旅行者が旅館、ホテルに到着後、旅館業者が直ちに非常時における避難方法等を周知させているかどうか確認すること。
- (4) 団体旅行については、旅行者名、連絡先等を確実に握しておくこと。
- (5) あらかじめ定められている事故処理体制の徹底、事故時における避難誘導措置等についての添乗員教育の充実を図ること。

#### 警察庁

風俗営業等取締法に規定する風俗営業の営業用の家屋等が、旅館業の施設である場合の許可に際しては、検査済証の写し等の有無を確認することとする。

#### 労働省

火災発生時等における応急措置及び避難に関する事項を含めた安全衛生に関する教育訓練の徹底を図る。特に従業員を雇い入れた時の教育訓練の実施方について旅館業者に対して強く指導する。

#### 文部省

児童、生徒の修学旅行の実施にあたっては、旅館、ホテルの宿泊に伴う防火安全について配慮するよう指導する。

#### 各省庁共管

- 1 旅館業法、整備法、建築基準法、風俗営業等取締法及び消防法に基づく許可、登録、確認、届出、報告、検査等に際しては、当該事項について必要に応じて他の関係行政機関に通知するとともに、関係行政機関は、防火安全に関する不備事項について適切に対応する。
- 2 建築基準法及び消防法の規定に基づく立入検査の結果についての表示、公表の活用方法について検討する。
- 3 旅館、ホテル防火安全対策をさらに具体的、有効的に推進するため、各都道府県等において、関係行政機関の連絡調整の場を設ける。

消防予第 60 号  
平成 26 年 3 月 7 日

各都道府県消防防災主管部長  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長

防火対象物に係る表示制度の実施に伴う「旅館ホテル防火安全対策  
連絡協議会における了解事項」の運用について

「旅館、ホテルに係る防火安全について」（昭和 56 年 1 月 24 日付け消防予第 21 号）において示されている「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項」（以下「了解事項」という。）の運用については、「暫定適マーク制度の廃止に伴う「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項」の運用について」（平成 18 年 9 月 8 日付け消防予第 387 号）（以下「387 号通知」という。）により実施をお願いしてきたところですが、「防火対象物に係る表示制度の実施について」（平成 25 年 10 月 31 日付け消防予第 418 号消防庁次長通知）（以下「消防庁次長通知」という。）により、ホテル・旅館等に対する表示制度の運用が開始されることを踏まえ、了解事項の運用に係る 387 号通知を廃止し、下記のとおり運用することとしましたので通知します。

貴職におかれましては、下記事項に十分留意されるとともに、各都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いします。

## 記

### 1 消防法令に適合している旨の通知書の交付

旅館、ホテルに関する法令等に基づき許可、登録、指定、届出等を行う場合に添付される消防法令に適合している旨の通知書（以下「通知書」という。）の交付については、次により取り扱うものとする。

(1) 通知書の交付申請は別記様式第 1 で行うものとし、申請理由区分を次のア～カの選択肢から選択すること。

- ア 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条の規定による営業の許可（了解事項厚生省 1 関係）
- イ 旅館業法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 28 号）第 4 条の規定による施設又は設備の変更届出（了解事項厚生省 2 関係）
- ウ 国際観光ホテル整備法（昭和 24 年法律第 279 号）第 3 条又は第 18 条第 1 項の規定による登録（了解事項運輸省 1 関係）
- エ 国際観光ホテル整備法（昭和 24 年法律第 279 号）第 7 条第 1 項又は第 18 条第 2 項において準用する第 7 条第 1 項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出（了解事項運輸省 2 関係）
- オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 3 条規定による営業許可（了解事項警察庁関係）
- カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第

122 号) 第 9 条規定による構造又は設備の変更等の承認、届出（了解事項警察庁関係）

- (2) 別記様式第 1 により通知書の交付申請があった場合には、消防機関は立入検査等の実施により、消防法令の適合状況について調査すること。

なお、消防庁次長通知別添の防火基準適合表示要綱 4 に基づき、表示基準適合通知書及び表示マークが交付されている防火対象物から交付申請があった場合には、表示基準適合通知書に記載されている表示有効期間内に限り、消防法令に適合しているものとして取り扱うことができるものとする。

- (3) (2)の結果に基づき、別記様式第 2 により通知書を交付すること。また、消防法令に適合していない場合には、通知書を交付できない旨及びその理由を当該申請者に回答すること。

## 2 旅行関係者からの照会に対する対応

- (1) 旅館、ホテルの防火安全に関することについて、旅行関係者（個人を除く。以下同じ。）から別記様式第 3 に基づく照会があった場合（了解事項消防庁 4 関係）には、消防庁次長通知別添の防火基準適合表示要綱 4 に基づき交付される表示マークの交付状況等について、別記様式第 4 により回答すること。

なお、旅行関係者において別記様式第 3 に準じた様式を用いている場合は、その様式を使用することができるものとする。

- (2) 表示マークが交付されていない場合は、その理由（表示基準に適合しない、表示マークに係る交付申請がない、表示制度の対象外等）を別記様式第 4 「表示マーク等交付状況」の「表示マーク不交付」の「理由」欄に記載し、消防法令に基づく届出等の実施状況を、別記様式第 4 「4 表示マーク交付状況等」の「届出等の状況」の項目に従い記載すること。

なお、届出等の状況の項目については、消防機関において適宜追加することができるものとする。

## 3 関係行政機関との連絡協調

他の関係行政機関から消防機関に対し通知があった場合（了解事項各省庁共管 1 関係）には、これに適切に対応するとともに、その対応結果を当該関係行政機関に対し通知するものとする。

なお、消防機関が防火安全に関する不備事項を発見した場合には、これを他の関係行政機関に通知するものとする。

## 4 各都道府県における関係行政機関の連絡調整

各都道府県消防防災主管課においては、旅館、ホテルの防火安全に関し、都道府県における関係行政機関の連絡協議会を設け（了解事項各省庁共管 3 関係）、所要の連絡調整を図るものとする。

なお、当該組織には、消防機関の代表を含めることが望ましい。

## 5 その他

2 の旅行関係者からの照会に対する対応については、表示マークの交付に係る申請・受付開始予定日である平成 26 年 4 月 1 日から実施すること。

消防庁予防課企画調整・制度・防災管理係 担当：伊藤（要）・齋藤（貴）・岩佐 電話：03-5253-7523/FAX：03-5253-7533 E-mail：m.iwasa@soumu.co.jp
--

別記様式第 1

消防法令適合通知書交付申請書

年 月 日	
(消防長又は消防署長) 殿	
申請者 住所 氏名	印
下記の旅館又はホテルについて、消防法令に係る消防法令適合通知書の交付を申請します。	
記	
1 名称 (旅館又はホテルの名称)	
2 所在地 (旅館又はホテルの所在地)	
3 申請理由区分	
ア 旅館業法 (昭和 23 年法律第 138 号) 第 3 条の規定による営業の許可	
イ 旅館業法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 28 号) 第 4 条の規定による施設又は設備の変更届出	
ウ 国際観光ホテル整備法 (昭和 24 年法律第 279 号) 第 3 条又は第 18 条第 1 項の規定による登録	
エ 国際観光ホテル整備法 (昭和 24 年法律第 279 号) 第 7 条第 1 項又は第 18 条第 2 項において準用する第 7 条第 1 項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出	
オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 3 条規定による営業許可	
カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 9 条規定による構造又は設備の変更等の承認、届出	
※受付欄	※経過欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。  
2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第 2

消防法令適合通知書

年 月 日

殿

(消防長又は消防署長) 印

年 月 日付けで交付申請のあった下記の旅館又はホテルについては、消防法令に適合していると認め、通知します。

記

- 1 名称 (旅館又はホテルの名称)
- 2 所在地 (旅館又はホテルの所在地)
- 3 申請者
- 4 立入検査実施日 年 月 日
- 5 申請理由区分
  - ア 旅館業法 (昭和 23 年法律第 138 号) 第 3 条の規定による営業の許可
  - イ 旅館業法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 28 号) 第 4 条の規定による施設又は設備の変更届出
  - ウ 国際観光ホテル整備法 (昭和 24 年法律第 279 号) 第 3 条又は第 18 条第 1 項の規定による登録
  - エ 国際観光ホテル整備法 (昭和 24 年法律第 279 号) 第 7 条第 1 項又は第 18 条第 2 項において準用する第 7 条第 1 項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出
  - オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 3 条規定による営業許可
  - カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 9 条規定による構造又は設備の変更等の承認、届出
- 6 備考

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第3

旅館・ホテルの消防法令等適合状況に関する照会書

年 月 日

(消防長又は消防署長) 殿

申請者  
住所  
氏名 印

下記の旅館又はホテルの消防法令等の適合状況について照会いたします。

記

- 1 名称 (旅館又はホテルの名称)
- 2 所在地 (旅館又はホテルの所在地)
- 3 代表者氏名
- 4 申請理由
- 5 備考

※受付欄

※経過欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第4

旅行関係者からの照会に対する回答書

年 月 日

殿

(消防長又は消防署長) 印

年 月 日付けで照会のあった下記旅館又はホテルの消防法令等の適合状況について、次のとおり回答します。

記

1 名称 (旅館又はホテルの名称)

2 所在地 (旅館又はホテルの所在地)

3 代表者氏名

4 表示マーク交付状況等

表示マーク交付済

交付年月日 年 月 日  
有効期間 年 月 日 ~ 年 月 日

表示マーク不交付  
(理由)

(届出等の状況)

防火管理者選任 (解任) に係る届出 (  届出済  未届出 )

防火管理に係る消防計画 (  届出済  未届出 )

・ 訓練実施日

消火訓練 年 月 日

避難訓練 年 月 日

消防用設備等 (特殊消防用設備等) 点検結果 (  報告済  未報告 )

防火対象物点検結果 (  報告済  未報告 )

その他 ( )

5 備考

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 印のある欄については、該当の印にレを付けること。
  - 3 表示マークが火災の発生等により一時的に留保されている場合は、「交付済」とし、備考欄にその旨を記載すること。
  - 4 届出等の状況における実施日等については、直近の年月日を記載すること。

## ホテル・旅館等に対する

# 「表示制度」

### が開始されます。

消防法令のほか、重要な建築構造等に関する基準に適合している建物の情報を利用者に提供する「表示制度」が開始されます。**(平成26年4月1日から受付・審査)**



表示マーク(銀)



表示マーク(金)



3年間継続して表示基準に適合していると認められる場合は、「表示マーク(金)」(有効期間3年間)が交付されます。

### 表示制度とは

ホテル・旅館等の関係者からの申請に基づき、消防機関が審査した結果、消防法令のほか、重要な建築構造等に関する基準に適合していると認められた建物に対して、消防機関から表示マークを交付する制度です。



### 対象となる建物は

3階建て以上で収容人員が、30名以上のホテル・旅館等(複合用途の建物内にホテル・旅館等がある場合を含む。)が対象です。\*



\*表示開始時期や対象となる建物は、消防機関によって異なる場合があるので、お近くの消防機関にお問い合わせください。

# 表示制度の申請・交付の流れ

平成26年  
4月1日から  
受付・審査



## 申請

### 表示マークの申請

表示マークの交付(更新)を希望する場合、ホテル・旅館等の関係者は「表示マーク交付(更新)申請書」に以下の書類を添えて管轄の消防機関に申請してください。

- [申請に必要な書類]
- ① 防火対象物(防災管理)点検結果報告書
  - ② 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書
  - ③ 製造所等定期点検記録表
  - ④ 特殊建築物等定期調査報告書
  - ⑤ その他消防機関が必要と認める書類



## 審査

### 表示基準の審査

消防機関は、ホテル・旅館等の関係者からの申請書と添付書類に基づき、建物が表示基準に適合していることを審査します。  
(必要に応じて現地確認を行いません。)

#### [表示基準]

- 消防法令の基準(防火管理の実施状況、消防用設備等の設置状況及び危険物施設等)に適合していること。
- 建築基準法令の基準(構造・防火区画・階段・避難施設等)に適合していること。



## 交付

### 表示マーク(銀)の交付

消防機関による審査の結果、表示基準に適合していると認められる場合は、「表示マーク(銀)」(有効期間1年間)が交付されます。

### 表示マーク(金)の交付

3年間継続して表示基準に適合していると認められる場合は、「表示マーク(金)」(有効期間3年間)が交付されます。



表示マークの交付を受けた関係者は、表示マークを建物やホームページに掲出して防火安全情報を利用者に提供することができます。

FDMA 総務省消防庁  
住民とともに Fire and Disaster Management Agency

※詳しくはお近くの消防機関にお問い合わせください。

## 小学校・中学校、高等学校等の遠足・修学旅行について（通達）

（文初中第450号、昭和43年10月2日 初等中等教育局長から都道府県教育委員会、知事、附属学校を置く国立大学長、国立高等学校長あて）

標記のことについてはくり返し通達してきたところであり、最近においては、特に、その事故防止について昭和43年6月10日付文初中第338号をもって通知したところがあります。

貴委員会におかれても、すでにこれらの趣旨の徹底についてじゅうぶん御配慮のことと思いますが、このたび遠足・修学旅行の計画と実施に関し、特に留意すべき事項を下記のとおりまとめました。

については、貴委員会におかれては、この趣旨を御丁知のうえ、各学校における遠足・修学旅行が適切に運営され、特に事故の絶無が期せられるよう管下の市町村教育委員会および学校に対し、いっそうの御指導をお願いします。

また、盲学校、聾学校および養護学校ならびに小学校、中学校の特殊学級における遠足・修学旅行については、児童生徒の心身の障害の種類や程度に応じ、特別な配慮がなされるよう御配慮かたあわせてお願いします。

なお、貴委員会において作成している遠足・修学旅行の基準等についても再検討され、必要に応じその改善を図られるよう御配慮願います。

## 記

## I 遠足・修学旅行の計画と実施

- 1 遠足・修学旅行は学校の教育課程上「学校行事等」に位置づけられる教育活動であるので、小学校、中学校および高等学校の学習指導要領、学校行事等指導書等に示すところにより、そのねらいを明確にし、その内容をじゅうぶん吟味して、教育的効果を高めるようにすること。
- 2 学校における教育活動は、一般にその教育の場が学校内に限定されているが、遠足・修学旅行は学校外に教育の場を求めて行われる活動であるので、学校内では得がたい学習を行う機会として有効に活動するようその計画と実施にあたって学校の創意と教育的職見をじゅうぶん生かし、いわゆる物見遊山や観光旅行に終わらせることのないようにすること。
- 3 学校において、遠足・修学旅行を計画、実施するにあたっては、特に次の事項に留意すること。
  - (1) 原則としてすべての児童生徒が参加できるように計画すること。なお、参加できない児童生徒がある場合には、その指導についても遺憾のないように配慮すること。
  - (2) 参加人員の多い場合には、できるだけ大集団の行動を避け、適当な人数の集団に分けるなどの方法を取り、指導の効果を高めるとともに、事故の絶無を期すること。
  - (3) 目的地や見学先を精選し、ゆとりある計画をたて、児童生徒の疲労の軽減を図

るとともに、教育的効果を高めるようにすること。

- なお、小学校にあつては、宿泊を伴う計画のある場合にも車船中泊を避け、中学校、高等学校にあつても、往復とも車船中泊をすることはできるだけ避けること。
- (4) 引率教職員の数は、必要にしてじゅうぶんなものとともに、引率責任者を明確にするなどその指導組織や事務分担を明らかにし、常に児童生徒を掌握し、秩序ある行動と安全が保てるように配慮すること。
  - (5) 引率責任者は、計画作成の中心となり、また、その実施にあたっては、的確に状況を判断し、予期しない事情の変化に際しては、日程、経路、目的地を変更する等臨機応変の措置をとること。
  - (6) 引率教職員の修学旅行中における勤務については、勤務時間の割り振りを適切にするなど慎重に配慮をすること。
  - (7) 引率教職員が、みずからの責務を自覚し、自己の行動を厳に慎むようにすること。
  - (8) できるだけ簡素に実質的な計画をたて、実施に必要な経費をなるべく低廉にすること。

また、児童生徒の所持金、服装、携行品などについても保護者の負担の軽減に努め、このことについて保護者の協力を得るようにすること。

なお、経費の徴収については、一時に過重な負担にならないよう、計画的に積立貯金をさせるなどの方法をくふうするとともに、金銭の保管等について遺漏のないように注意すること。

- (9) 関係業者を利用する場合には、業者にまかせきりにすることなく、学校が主体性をもって計画、実施にあたること。また、関係業者については信用度等をじゅうぶん調査したうえで利用し、またこれと不明朗な関係をもつことのないよう厳に注意すること。
  - (10) 実施後、参加教職員を中心として、細部にわたりその評価・反省を行い、次回以降の計画や実施に役だてるようにすること。
- 4 実施中および事前事後の指導について、特に次の事項に留意しその徹底を図ること。
- (1) 遠足・修学旅行の実施のねらいや指導内容をできるだけ平常における各教科等の指導に関連づけること。
  - (2) 自然保護や文化財尊重の態度を育成すること。
  - (3) 集団の秩序を乱したり、他の人の迷惑になる行動をすることのないように指導すること。
- また、集団行動や共同生活の体験をとおして望ましい態度や習慣を身につけること。
- (4) 事後指導として、実施中における学習や行動について、児童生徒に自己評価させる機会を設け、実施の成果をじゅうぶん生かすようにすること。
- 5 教育委員会は、所管の学校が作成した計画について、その日程、目的地、見学先、経路、交通機関等をじゅうぶん検討し、特に、児童生徒の安全と健康のうえで無理がなく適切なものとなるよう指導すること。

## II 遠足・修学旅行における事故防止

遠足・修学旅行における事故の絶無を期するため、特に、次の事項に留意すること。

### 1 全般的事項

- (1) 平常から道徳教育や生徒指導の充実に努め、特に事前の安全指導の徹底を図ること。
- (2) 経路、交通機関等について、事前にじゅうぶん調査し、検討しておくこと。特に、新しい経路や交通機関を選ぶ場合には、最新の注意を払い、より入念に検討す

ること。

(3) 宿泊施設の選定にあたっては、その周辺の環境について、教育的にじゅうぶん検討するとともに、安全、保健衛生についても特に配慮すること。

また、宿泊施設の状況、特に非常口や危険箇所などを調査し、適切な措置をとり、万一の災害に備え、退避、救助等について配慮しておくこと。

(4) 気象状況等にじゅうぶん注意し、天候その他の異変の際は、予定を変更するなど、臨機応変の措置をとること。

(5) 万一、事故が発生した場合には、すみやかに医療機関その他の関係方面に連絡をとるなど、適切な措置をとること。

## 2 交通事故に関する事項

(1) 車船を利用する場合は、安全を旨とし、定員を守り、車船中における秩序の維持に努め、整然と乗下車船させ、その前後における人数の確認を徹底すること。

また、車船中の万一の事故に備えて避難の方法を検討し、これを児童生徒に周知徹底しておくこと。

(2) バスを夜間あるいは早朝に利用したり、長期間にわたり継続乗車することは避けること。

(3) 利用する交通機関の関係責任者と事前に連絡をとり、じゅうぶんな打ち合わせを行ない、特に、安全について確認すること。また、バスの契約にあたっては、運転手の技倆、経歴等に注意すること。

## 3 保健衛生に関する事項

(1) 事前にひとりひとりの児童生徒の健康状態を調べ、遠足・修学旅行に参加することが困難と認められる児童生徒については、特別な配慮をすること。

(2) 関係の保健所との連絡をとり、目的地等の衛生状態の調査や衛生監視について協力を求めること。

(3) 実施中の健康管理を徹底するため、なるべく養護教員または学校医を参加させること。

(4) 実施中、常に児童生徒の健康状態に注意するとともに、食物や飲料水についても、最新の注意を払うこと。特に、食中毒等の起こりやすい時期の健康の管理については特別な配慮をすること。

また、実施後の児童生徒の健康状態についてもじゅうぶん注意し、必要な措置を行うこと。

## 4 非行等に関する事項

(1) 平常から、ひとりひとりの児童生徒の理解を深め、その指導に努めるとともに、実施中において児童生徒が非行を犯したり、被害を受けたりすることのないよう注意すること。

(2) 児童生徒の掌握をいっそう徹底し、自由行動中においても規律を守らせ、放じゅうに流れることのないよう指導し、特に、飲酒、喫煙、不純異性交遊等の非行におちいることのないよう厳に注意すること。

(3) 所持品の整理整頓を励行させ、紛失や盗難等の事故がおこらないように注意すること。

## (備考)

以上のほか、事故防止については、昭和28年7月10日付文初中第413号、昭和30年9月13日付文初中第372号および昭和36年6月3日付国初第37号を、また、特に保健衛生については、昭和28年5月12日付文初保第260号および昭和30年4月4日付文初中第165号を参照して遺漏のないようにすること。